

建築物の質の向上に向けた専門家の資質確保方策、 情報の非対称性解消方策等のあり方について

検討会、勉強会、WT等における指摘	対応方針（検討方向）
<p>建築基本法を制定する意味等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 基本法は関連制度の見直し方向に関する指針性を持たせる点に意味がある ● まず法体系をどう見直すべきか検討すべき ● 基本法として理念のみ規定しても意味がない ● 理念を規定しサブリミナル効果を期待する考え方もある 	<p>建築基本法のあり方の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法体系全体の見直しに向けた論点を整理した上で基本法についてあり方を検討する
<p>判りやすい基準体系に見直すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建築基準法は制定以来60年を超え、複雑で判りにくくなっている ● スリム化を進め、法体系を明解にすべき ● 法制定後条項等が膨大に追加され、全体像、規制内容の理解が困難 ● （集団規定等）各規制の主旨を明確化すべき <p>性能規定化が不十分である</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 最低基準としての主旨が不明確な規定が多いなど部分的・限定的な性能規定化に留まっているのは問題 	<p>階層化された明解な性能基準体系への転換に向けた検討</p> <p>以下のような基準体系の見直しに向け検討する</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各規制項目に関し必要性を精査し、真に規制すべき項目に関し規制目的及び要求性能を明らかにした上で、法律に規制目的、政令に要求性能、告示に検証方法・適合仕様を規定するなど、階層化された明解な性能基準体系に転換する
<p>ストックの品質コントロールの観点から基準体系を見直すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ストックの有効活用、質の向上及び不良ストックの解消が図られる体系に見直すべき ● 既存不適格建築物の許容範囲に関し社会的コンセンサスを形成すべき ● ストックの性能等をモニタリングした結果を元に規制・誘導を図るべき 	<p>ストックの品質コントロールのあり方の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 規制全体のバランス等を考慮しつつ、ストックの有効活用、質の確保及び不良ストックの解消が図られる基準体系及び適用のあり方等について検討する
<p>地域特性等を反映しやすい体系とすることについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自治体単位で意思決定できるよう、法律は出来る限りスリム化し、条例に委ねる範囲を拡充すべき ● 安全性等の基準を自治体の裁量に委ねるのは効率性等の面で課題がある 	<p>地域に委ねる範囲のあり方の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 基準の付加・緩和に関して地域に委ねる範囲のあり方について効率性、行政庁の対応可能性等を考慮しつつ検討する
<p>建築設備機器等に関する品質管理の確保・改善を徹底すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高度化、複雑化している昇降機等の安全装置の性能について、実効性のある安全性確保方策を検討すべき ● 昇降機の製造・保守点検に起因する事故があった場合に同種の製品・保守管理業者の現状把握・改善指導やリコール等を速やかに実施すべき 	<p>製造業者等を調査・監督する仕組みのあり方の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建築の施工業者とは別に建築設備機器等の製造・取付・保守点検を担う製造業者・保守点検業者を調査、監督する仕組みのあり方について検討する ● 建築規制で対応すべきかを含め検討する
<p>遊戯施設の安全確保に向け、適切な維持保全・運行管理を徹底すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 転落事故の発生等を踏まえ、構造基準への適合等ハード面の対応のみならず、適切な維持保全・運行管理の徹底を図るべき 	<p>遊戯施設の安全確保に向けたソフト対応のあり方の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 遊戯施設の運営主体による運行管理を調査、監督する仕組みのあり方について検討する ● 建築規制で対応すべきかを含め検討する

検討会、勉強会、WT等における指摘	対応方針（検討方向）
<p>確認・検査の仕組みを合理化すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 審査側に要求される審査能力に応じて構造計算適合性判定の範囲を合理化すべき ● 適判機関が自ら引き受けた建築確認案件に係る適判を一定の体制・役割分担確保等の条件下で行えるようにすべき ● 計画変更に対する確認・検査の仕組みを合理化すべき 	<p>以下のような確認・検査の仕組みの範囲・方法の合理化を検討する</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高度な工学的判断を要さず確認審査で対応可能な場合について、構造計算適合性判定の適用範囲から除外するべきかどうかを検討する ● 第三者性が確保される体制・実施方法等を満たせば適判機関が自ら引き受けた確認検査案件の適判も行えるようにするべきかどうかを検討する ● 軽微な変更の範囲の拡大、計画変更手続きの簡素化等計画変更に対する確認・検査の仕組みを合理化することを検討する
<p>確認・検査の仕組みを強化すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 行政庁による審査体制を強化すべき ● 審査側が競争下にある場合の構造的脆弱性を手当てすべき ● 昇降機の安全装置等現行の確認検査の仕組みで制御困難な分野のチェックの仕組みを強化すべき ● 工事監理・中間検査・完了検査を徹底すべき ● エンドユーザーに安全な建物が提供される現行の仕組みの意義に鑑み、審査・検査手続きの簡略化は慎重に検討すべき 	<p>確認・検査の充実強化方向の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 行政庁や指定機関が適切に確認・検査業務を実施できる方策を検討する ● 現行審査・検査体制では制御困難な分野について、専門家を活用した審査体制の充実等を検討する ● 是正等の実態を踏まえ検査の充実方向について検討する
<p>その他確認・検査等の仕組みに関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定行政庁（建築主事）と指定確認検査機関の役割分担及び責任のあり方を検証すべき ● 全体又は集団規定に関し許可制度などにより公共団体の裁量に委ねられるようにすべき ● 集団規定と単体規定の扱いを区分する場合の執行体制等の課題は別途検討すべき ● 既存不適格建築物の改修工事に対する構造計算適合性判定の適用を適正化すべき 	<p>その他の確認・検査等のあり方に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不適合通知等の実態を踏まえ、確認・検査等の的確な実施の確保に向けた行政庁と民間機関の連携・役割分担のあり方等を検証する ● 単体規定及び集団規定の目的と手段を整理し、基準のあり方の検討と併せて審査のあり方等について、諸外国の例も調査しつつ検討する。
<p>建築主・設計者等の責任により品質確保が図られる仕組みを強化すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建築主の自己責任による品質確保を基本とし、性能関連の情報開示と専門家の説明責任で対応すべき ● 伝統木造、工業化住宅、超高層等生産システムの相違に応じた品質確保の仕組みとすべき ● コントロール手法を多様化すべき ● 資格制度と保険制度の組合せにより対応している国の例も参考とすべき 	<p>供給者側の責任で品質が確保される仕組みの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 情報開示、保険等多様な品質コントロール手法の活用を検討する
<p>行政処分・罰則の仕組みを見直すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 違反の重大性のみならず発見確率の高低で罰則の軽重を変えることで確認検査で発見しにくい違反を抑止すべき ● 業務停止等効果的な行政処分による制裁強化により不正の発生を防止すべき ● 設計段階のみならず施工段階も含めた違反防止対策を検討すべき 	<p>整備に係る処分・罰則のあり方の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 違反実態を踏まえつつ、現行の罰則と行政処分の実効性・軽重等を比較衡量し、バランスの取れた罰則と行政処分のあり方を検討する

検討会、勉強会、WT等における指摘	対応方針（検討方向）
<p>所有者等による適切な維持保全・管理運営を確保する仕組みを強化すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建築ストックの品質確保に向け、所有者の責任を明確にすべき ● ストックの品質をコントロールするための仕組みを考えるべき ● 設備・遊戯施設の的確な保守点検・運行管理を確保する仕組みを整備すべき 	<p>所有者等による適切な維持保全・管理運営を確保する仕組みの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 資格者・製造業者等による建築物・設備等の調査・検査及び調査・検査結果を踏まえた的確な維持保全の実施を確保する方策のあり方を検討する
<p>ストックの改修に対する公的規制を見直すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフォーム工事の設計・施工を担う事業者が規制されない（建築士資格や建設業許可不要のケース）状況を改めるべき ● 改修時の既存部分への規制適用のあり方について検討すべき ● ストックの有効活用のための利用方法の変化に柔軟に対応可能な仕組みとすべき 	<p>改修工事に関する規制のあり方の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフォーム工事の実態を踏まえ、適切な事業者の選択・活用を推進する方策について検討する ● ストックの改修・用途変更等に関する規制のあり方について検討する
<p>不良ストック対策を強化すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 違反建築物の所有者に対する執行罰の導入等違反建築物是正措置を強化すべき ● 必要な維持保全等がなされない不良ストックの解消を促す仕組みを構築すべき ● ストック再生に向け、権利関係の整序を円滑化すべき ● ストックの事故対策（原因究明・再発防止）を強化すべき 	<p>不良化したストックに対する対策強化方向の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 違反建築物の発生防止、是正等を図る方策のあり方について検討する ● 不良ストックの解消、市街地環境の改善等を推進する施策の充実強化方向を検討する ● ストック再生の円滑化に向けた関連制度のあり方について検討する ● 建築物・設備等の事故発生原因解明に係る調査及び再発防止対策の検討の推進に向けた体制強化方策等を検討する

検討会、勉強会、WT等における指摘	対応方針（検討方向）
<p>資格者制度を質の向上に向け有効なものとするべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法規制対応よりも建築物の質の向上に向け主体的な役割を果たす者を資格者とするべき 資料5-1参照 ● 資格者関係団体による自律的監督体制を整備すべき 資料5-2参照 	<p>質の向上に向け有効な資格者制度のあり方の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の質の向上に向け、設計・工事監理の質を高めるための建築士の資質向上の方策、建築士事務所における設計・工事監理の品質管理体制のあり方について検討する ● 消費者からの信頼を高められるよう、資格者関係団体における建築士・建築士事務所の指導、建築主からの苦情解決等の体制整備等のあり方について検討する
<p>新技術の開発・活用が促進される仕組みとするべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 技術認定制度を創設すべき ● 良質な建築物整備に向けた民間の取り組みを国がルールとして積極的に取り込む（endorse）べき 資料5-3参照 	<p>新技術の開発・活用が促進される仕組みの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新技術等の活用を円滑化させる認定制度等のあり方を検討する ● 階層化された性能基準体系への移行に際し、民間の取り組みを検証方法・適合仕様として採用可能な仕組みについて検討する
<p>資格者・建築物性能の情報開示を推進すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の品質・性質に関する情報開示を通じ品質・性能向上に資する投資を円滑化すべき 資料5-4参照 ● 資格者の履歴情報等を開示し情報の非対称性解消により適切な資格者の活用を推進すべき 資料5-5参照 ● 人材育成等正確な情報が提供・流通する環境整備を推進すべき ● 情報開示により経済的損失を被る社会的弱者への手当を検討すべき 	<p>資格者・建築物性能に係る情報開示のあり方の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の品質・性能に関する情報開示制度のあり方を検討する ● 資格者の履歴情報等情報開示制度の消費者への周知徹底方策、利用者のニーズに合わせた情報開示の方法等について検討する ● 情報開示制度の構築に向けた人材育成等のあり方について検討する

建築士、建築士事務所制度の概要

【建築士制度】

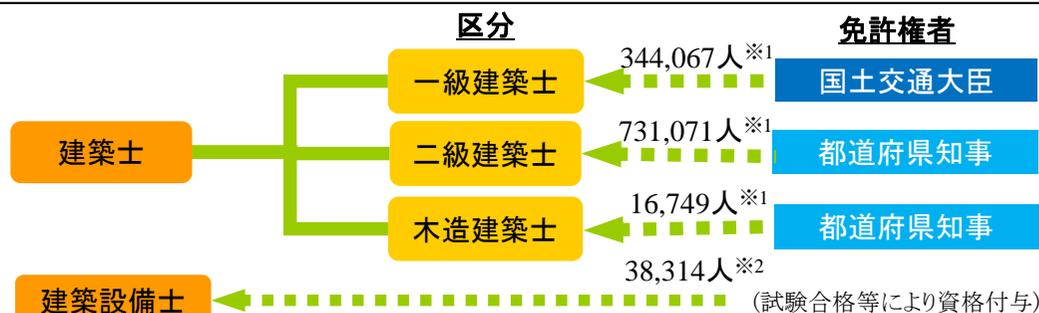
- 建築士でなければ、一定の建築物の設計又は工事監理をしてはならない。
 なお、二級建築士・木造建築士については、設計又は工事監理のできる建築物の規模・構造に制約がある。

設計 : その者の責任において設計図書を作成すること
 工事監理 : その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認すること

- 建築設備士は、建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者で建築士に対し建築設備に係るアドバイスを行う。

【建築士事務所制度】

- 建築士又はこれを使用する者は、他人の求めに応じて報酬を得て、設計、工事監理等を業として行おうとするときは、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所を定めて、都道府県知事の登録を受けなければならない。
- 建築士事務所の開設者は、事務所を管理する専任の建築士(管理建築士)を置かなければならない。



※1 平成23年9月30日時点の登録者数
 ※2 平成23年11月30日時点の合格者数

(建築士の業務独占の範囲)

延床面積 S(m ²)	高さ≤13m かつ 軒高≤9m					高さ>13m または 軒高>9m
	木造			木造以外		
	平屋建	2階建	3階建	2階建以下	3階建以上	
S ≤ 30m ²	建築士でなくてもできる			建築士でなくてもできる		
30m ² < S ≤ 100m ²	③ 1級・2級・木造建築士でなければならない					
100m ² < S ≤ 300m ²	③ 1級・2級・木造建築士でなければならない					
300m ² < S ≤ 500m ²	② 1級・2級建築士でなければならない					
500m ² < S ≤ 1000m ²	特殊					
1000m ² < S	特殊			① 1級建築士でなければならない		

(注) 「特殊」とは学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、オーデトリウムを有する集会場、百貨店

事務所種別	事務所数
一級建築士事務所	83,073
二級建築士事務所	31,454
木造建築士事務所	456
計	114,983

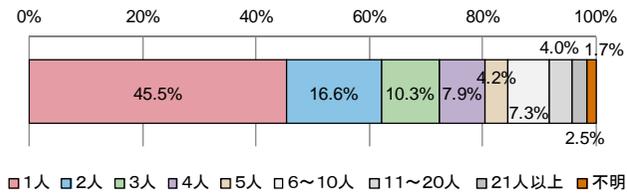
(平成23年9月30日時点) 6

建築士事務所の業務の概況

アンケート調査を通じて把握される建築士事務所の組織及び業務の概況は次のとおり。

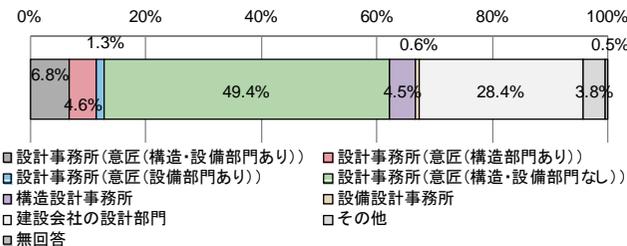
- 建築士事務所は、約5割が意匠専門、約3割が建設会社の設計部門であり、また、5割弱は技術系所員1人の小規模なものである。
- 設計事務所の業務内容は設計・工事監理が主となっているが、積算・見積やPM/CM業務等の業務を行っている事務所もある。
- 直近に完了した設計業務は、戸建住宅が6割弱、500㎡以下の建築物が8割弱と、小規模なものが多い。

■ 建築士事務所の技術系所員数 (n=2,017)



※「建築士事務所へのアンケート調査(H23)」より

■ 建築士事務所の形態 (n=2,017)



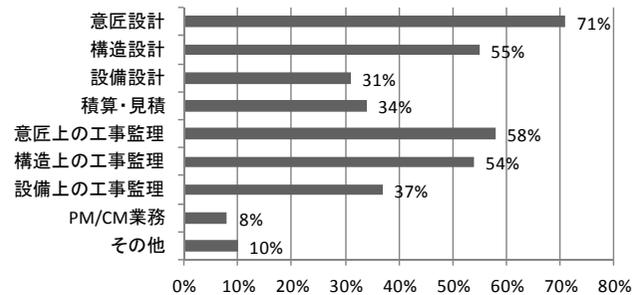
※「建築士事務所へのアンケート調査(H23)」より

※「建築士事務所へのアンケート調査(H23)」概要

- 調査対象 全国の建築士事務所の約1割を無作為抽出
- 調査実施時期 平成23年5月
- 配布数、回答数
配布数:11,121件 有効回答数:2,017件

■ 設計事務所の業務内容の種類 (n=238)

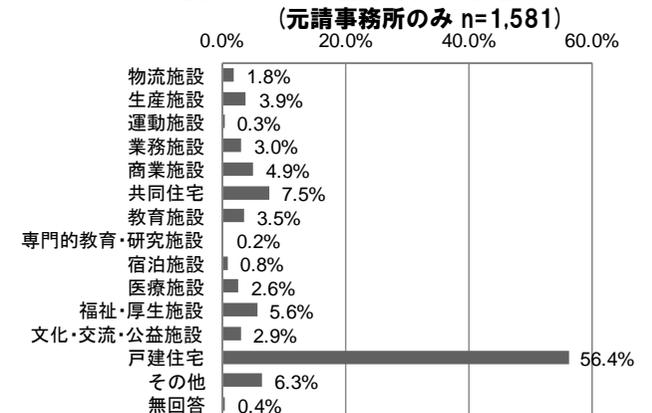
(設計事務所として行う業務内容について、9つの業務を示して該当するもの全てを聞いたもの)



※「PM/CM(プロジェクト/コンストラクションマネジメント)業務」とは、建築物のプロジェクト全般(企画段階・設計段階・施工段階・維持管理段階)において、工程・予算・品質等を包括的にマネジメントする業務。

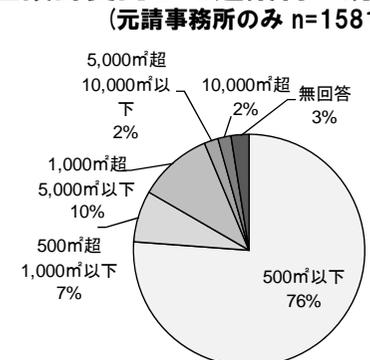
(出典) 社団法人日本建築学会・住まいづくり支援建築会議調査研究部会『設計事務所実態調査報告書 2007年10月』より
平成18年11月~平成19年2月に調査実施。なお、調査回答者の96%は建築士事務所登録をしており、4%は登録していない。

■ 設計受託した建築物の用途 (元請事務所のみ n=1,581)



※「建築士事務所へのアンケート調査(H23)」より

■ 設計受託した建築物の規模 (元請事務所のみ n=1581)



※「建築士事務所へのアンケート調査(H23)」より

設計業務の現状

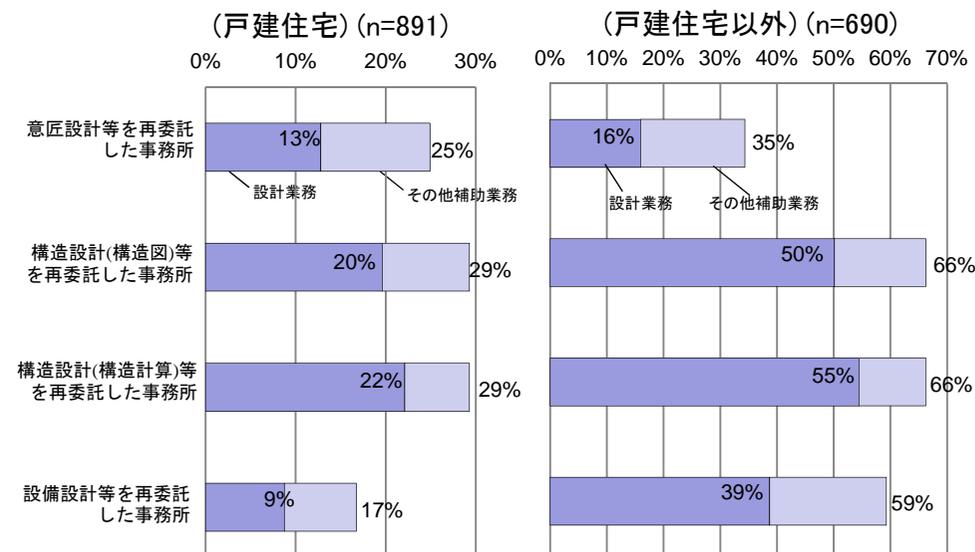
- 設計業務は、意匠・構造・設備の各分野ごとに、自社内の担当技術者を決めて分業し、又は他の建築士事務所等に再委託することにより、行っているものが多い。
- 元請事務所は、構造業務(戸建住宅以外)については7割弱が、設備業務(同)については約6割が、それぞれ再委託をしている。

<設計業務の分業の現状>

- 意匠部門のある建築士事務所へのヒアリング結果からは、次のような傾向が把握できる。
 - ・大規模な建築士事務所(技術系所員約200人以上の3者)は、意匠担当の他、構造、設備専門の所員を擁し、自社内で分業して設計業務を行っている。構造、設備業務を再委託することもある。
 - ・中規模な建築士事務所(同23人～45人の4者)は、意匠担当の他、設備又は構造専門の担当者を擁し、自社内で当該分野について分業し、担当者のいない分野については再委託している。担当者のいる分野についても再委託しているものもある。
 - ・小規模な建築士事務所(同11人以下の17者)は、意匠担当のみが所属し、構造、設備業務を専ら再委託しているものが多い。

※意匠部門のある建築士事務所24者に対するヒアリング調査(H23)より

■ 元請け事務所からの再委託の状況 (n=1581)



※「建築士事務所へのアンケート調査(H23)」より

■ 建築士事務所における設計業務の実施体制等の例

	規模等	設計業務の実施体制	設計図書の確認方法
A社	<ul style="list-style-type: none"> ・総合事務所 ・技術系所員約200人 ・戸建住宅以外の建築物用途全般を受託 	<ul style="list-style-type: none"> ・統括1名・担当部長1人・プロジェクトマネージャー(以下PM)1人・所員1～5人+ ・構造、設備各1人。建物規模に応じて所員数を増減するが、建物用途による増減はない。 ・構造設計、設備設計は自社で行う場合と、再委託する場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・PMが意匠・構造・設備全ての図面を確認する。 ・記名押印は管理建築士、統括、部長、PMが行う。 ・構造、設備を再委託する場合は、委託先の事務所が記名押印する。
B社	<ul style="list-style-type: none"> ・意匠事務所 ・技術系所員5人 ・戸建住宅、集合住宅(3～13階建て程度)、医療施設等を受託 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の用途・規模に関わらず、1件につき1人の担当者(資格者とは限らない)を決め、基本構想から工事監理まで一貫して担当。 ・構造設計、設備設計は再委託する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者及び下請け事務所が作成した全ての設計図書について、管理建築士が確認を行い、記名押印する。

設計業務の現状

- 専門分化している設計業務においては、意匠・構造・設備の分野間の調整や各分野を統括する作業が重要となってくるが、意匠・構造・設備の設計図書間に不整合が見られる事例や違反設計となる事例が少なくない。

<設計の質に関する評価>

- 建築確認検査主体へのアンケート結果からは、次のような状況が把握できる。
 - ・意匠・構造・設備図面間、構造図・構造計算書間に不整合があるものが多い
 - ・法適合性のチェックがなされず、多数の不整合がある状態で申請が出されるものがある

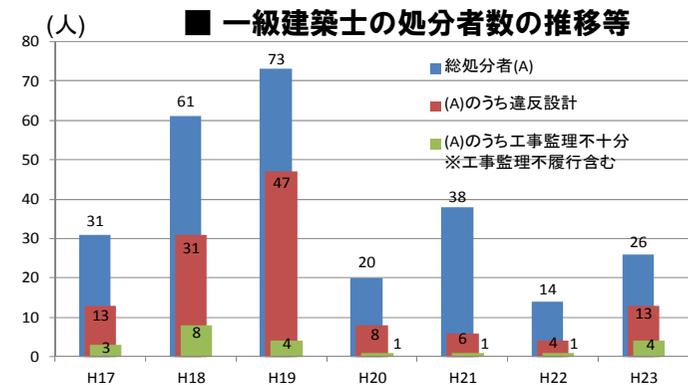
※H22.11～H23.10に月平均確認審査日数が35日を超えた40特定行政庁等に対するアンケート調査より

- 施工者へのヒアリング結果からは、次のような指摘がある。
 - ・設計図書の完成度は、6～7割程度
 - ・意匠・設備・構造の不整合に起因する施工段階での設計調整がある

※施工者5者に対するヒアリング調査(H23)より

<違反設計による処分例>

- 法適合性チェックが不完全であること等により違反設計となり処分されるものがある。



<設計図書の品質管理に係る建築士事務所の現状>

- 意匠部門のある建築士事務所へのヒアリング結果からは、次のような状況が把握できる。
 - ・設計図書の確認は、管理建築士又はプロジェクトリーダーが一元的に行っている建築士事務所が多い
 - ・図面間不整合の有効な防止策として、第三者による設計図書のダブルチェックを挙げるものがある
 - ・一方で、設計工期が短く、業務報酬も安価であるため、設計図書の不整合等を皆無とすることは困難であるとの意見がある

※意匠部門のある建築士事務所24者に対するヒアリング調査(H23)より

<建築士処分を機に建築士事務所が実施した品質管理強化の例>

■ 一級建築士の処分事案と処分事案発覚後の所属建築士事務所の対応の概要

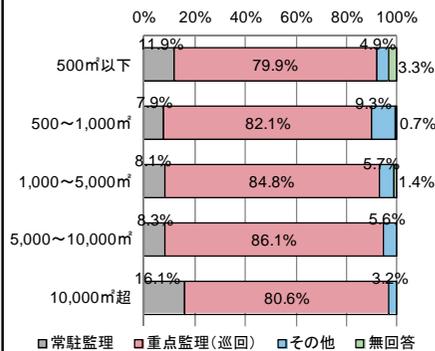
	一級建築士の処分事案	所属建築士事務所の対応
C社	・違反設計 住宅について、設計者として、建築基準法における防火地域内の建築物に関する規定に違反する設計を行った。	・社内の技術監査の強化。 ・事故が起こりそうな事例集を作成し、業務に活用。
D社	・違反設計 業務ビルについて、設計者として、建築基準法における防火地域内の建築物に関する規定に違反する設計を行った。	・設計図書のダブルチェック体制を構築。

工事監理業務の現状

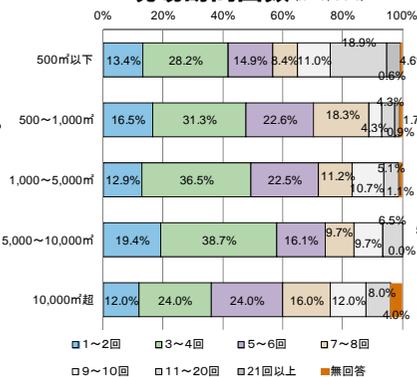
- 工事監理業務は、対象工事の確認事項や箇所について、全数を確認するのではなく抽出して行うものが多く、その具体的方法はチェックリストによるものもあれば工事監理者の経験に基づくものもある。
- 建築確認検査主体からは、建築物の検査時に、申請図書との不整合を指摘することがあり、適切な工事監理がなされていないのではないかとの意見がある。
- 建築士事務所(構造)からは、構造に係る工事監理については、意匠担当の工事監理者だけでは適切に行えないのではないかとの意見がある。

<工事監理業務の概況>

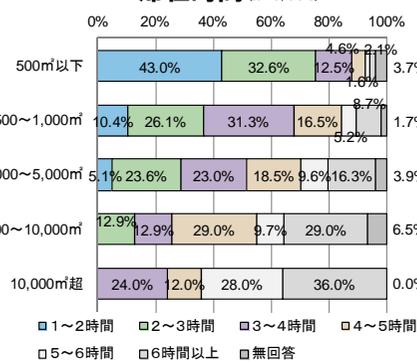
■ 常駐・巡回別の割合 (n=1,767)



■ 1ヶ月あたりの現場訪問回数 (n=1,414)



■ 1回あたりの現場での滞在時間 (n=1,414)



※「建築士事務所へのアンケート調査(H23)」より

<工事監理に対する評価>

- 建築確認検査主体へのヒアリング結果からは、次のような指摘がある。
 - ・ 検査の際に、申請図書との不整合に対する指摘等を行う物件があり、工事監理がしっかりとされていないと考えられる。(指摘物件数の割合は機関等によって異なり、何らかの指摘を全物件の1割に対して行う機関もあれば9割に対して行う機関もある。)
 - ・ 工事監理の分業化が進んでおり、例えば代表の工事監理者が設備の内容に答えられない。
 - ・ 工事監理者が見るべき項目が不明確である。

※ 5 特定行政庁、3 指定確認検査機関へのヒアリング調査 (H23) より

<工事監理業務の実態>

- 建築士事務所へのヒアリング結果からは、次のような状況が把握できる。
 - ・ 工事監理のチェックリストを作成している事務所もあれば、チェックリストを作成せず経験に基づき確認を行っている事務所もある。
 - ・ (各工事工程の)最初の確認は全数検査を行い、適切に施工されていることが確認できれば、以後抽出による確認を行うなど、抽出による確認を行っている事務所が多い。
 - ・ 構造・設備については、スポット的な重点監理や検査立ち会いのみを再委託しており、工事監理者としては配置していないものがある。

※ 意匠部門のある建築士事務所24者に対するヒアリング調査(H23)より

- 建築士事務所(構造)へのヒアリング結果からは、次のような指摘がある。
 - ・ 意匠専門事務所が構造に関する工事監理を行うことがあるが、構造技術者の関与がないと適切な工事監理が行えないのではないか。

※ 建築士事務所(構造)9者に対するヒアリング調査(H23)より

建築士法に基づく定期講習制度の概要

○ 建築士事務所に属する建築士、構造/設備設計一級建築士に対し、登録講習機関(国土交通大臣の登録を受けた者)が行う定期講習を3年ごとに受講することを義務付けている(建築士法改正(平成20年施行)により措置)。

(一級建築士定期講習の内容(国土交通省告示等に規定))

- ・ 講義内容 建築物の建築に関する法令に関する科目(建築基準法、建築士法等の改正内容等) <3時間30分>
設計及び工事監理に関する科目(最新建築技術、設計・工事監理の実務動向、事故事例・処分事例等) <1時間30分>
- ・ 修了考査を、講義終了後実施

(一級建築士定期講習の内容例について)

- ・ 各登録講習機関(全10機関)の講習教材における記載内容は、次のようになっている。
 - － 法令の改正内容 平成18年の建築基準法・建築士法等の改正内容等は全ての教材で記載されている
 - － 最新の建築技術 省エネ技術・耐震技術等について記載しているものが多い
 - － 設計・工事監理の実務動向 業務報酬基準に規定する標準業務に関して記載しているものが多い(業務の実態に即した記載のあるものは少ない)
 - － 事故事例・処分事例 具体事例の内容・原因の分析まで記載しているものは少ない

資格者関係団体による資格者等の資質向上等のための取組

○ 各資格者関係団体は、資格者等に対する研修の実施、CPD(継続能力開発)制度の運営など資格者等の資質向上等の取り組みを行っている。

<資格者関係団体による資格者等の資質向上等のための取組>

団体名	団体が実施する研修等の具体例	CPD対象研修プログラム数(H23)※1	備考
(社)日本建築士会連合会	・ 景観スペシャリスト養成講座 ・ 木造住宅耐震診断ソフト講習会 等	1,683件	H22団体会員の受講者数 15,012人(平均8.6単位取得) ※2 (会員数90,980人)
(社)日本建築士事務所協会連合会	・ 建築士事務所の開設者研修会 ・ JW-CAD研修会 等	406件	-
(社)日本建築家協会	・ デザインセミナー ・ 公共建築フォーラム 等	236件	H22団体会員の受講者数 2,393人(平均4.6件受講)※2 (会員数4,503人)
(社)日本建築構造技術者協会	・ 構造設計実務者研修(基礎編、実践編、応用編) ・ 構造デザイン発表会 等	76件	-
(社)建築設備技術者協会	・ 病院設備の最新動向講習会 ・ 建築設備技術会議「最新の省エネルギー事例」 等	37件	H22団体会員の受講者数 332人(平均3.9件受講)※2 (会員数9,096人)
(社)日本設備設計事務所協会	・ 建物設備見学会「太陽光発電所」 等	29件	-

CPD(継続能力開発)制度

- ・ 資格者等の自己研鑽を支援・促進するため、団体が認める研修を資格者等が受講した場合に、その受講時間数に応じた「単位」を付与・登録し、履歴を蓄積する制度。
- ・ 蓄積されたCPD情報は、設計業務等の発注や資格者関係団体独自の技術者認定の際の指標の一つとして活用されることで、資格者等に対して研修受講のインセンティブを与えている。

※1 各団体(連合会の場合はその傘下の会員を含む)が主催する全CPD認定プログラム数から専門書誌等購読形態のプログラム数を除いた数

※2 平成22年度に1件以上のプログラムを受講した人数(法定講習のみ受講した者を除く)。括弧内は、1件以上のプログラムを受講した者の年間平均受講件数又は平均取得単位数。なお、原則として、1単位は講習会等1時間に相当する。

資格者関係団体の自律的監督体制の現状

- 各資格者関係団体には、懲戒規程を設け、会員に対して懲戒を行っているものがあり、その実績としては、行政処分を受けた会員に対するものの他、施主との契約トラブルのあった会員など行政処分の対象者以外に対して懲戒した事例もある。
- 各資格者関係団体には、建築主等からの建築相談・苦情解決を行っている団体がある。
- 建築士、建築士事務所を会員とする団体の加入率は、約1割前後。

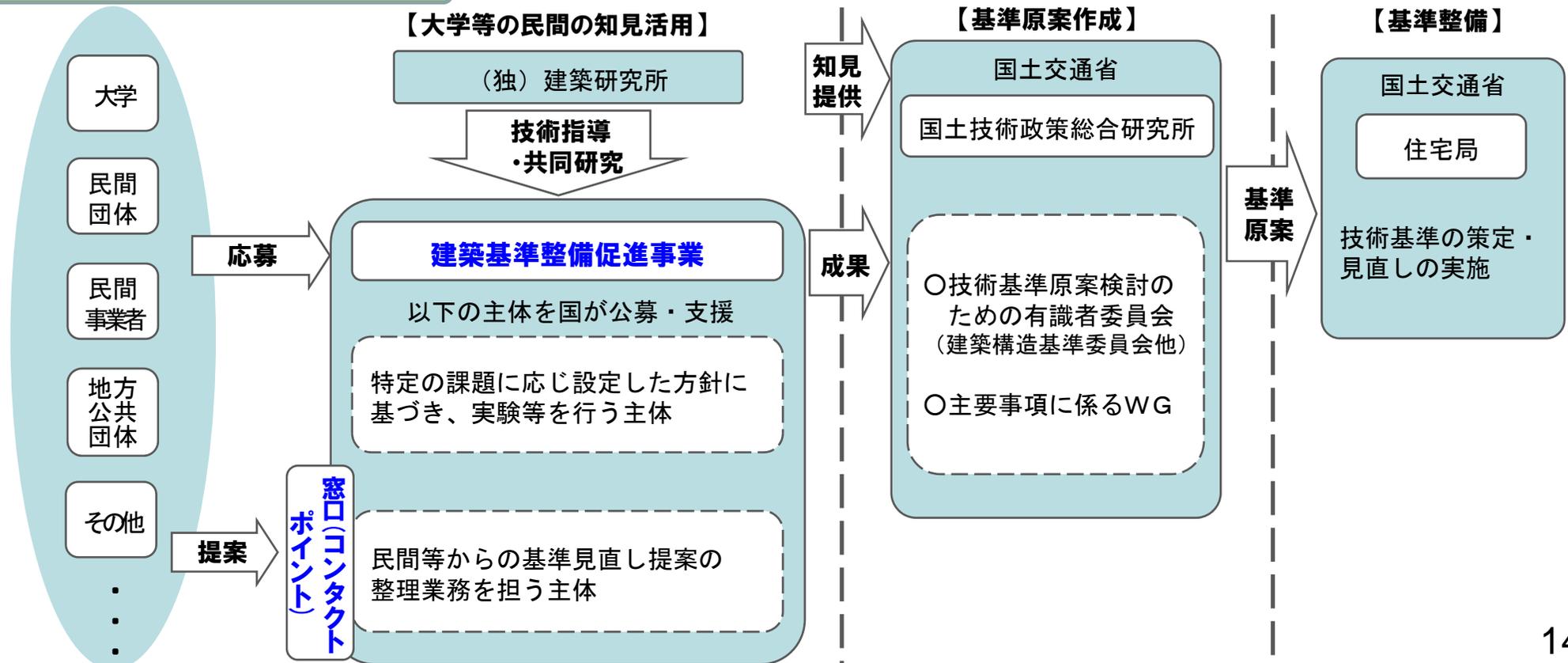
<資格者関係団体の加入率と会員に対する懲戒実績>

団体名	会員(正会員)	会員数	加入率	会員に対する懲戒の実績(H19~H23.12)	建築主等からの相談業務の実施状況	備考
各都道府県建築士会	建築士	90,980名	8%	12件 退会・除名 3件 会員資格の停止 4件 注意 5件	30都府県の建築士会において建築に関する相談業務を実施。近年の相談申込件数は以下の通り。 H22年度 約1,500件 H21年度 約1,400件	-
各都道府県建築士事務所協会	建築士事務所	15,148事務所	13%	20件 除名 1件 退会勧告 4件 会員資格の停止 6件 戒告・注意 9件	建築士事務所(会員・非会員を問わない)の業務に対する建築主等からの苦情の解決業務を実施。近年の相談申込件数(うち建築士事務所に対して苦情解決の迅速処理を要請した件数)は以下の通り。 H22年度 161件(29件) H21年度 181件(28件)	-
(社)日本建築家協会	建築家 (専ら建築設計監理業務を行う者に限る)	4,503名	-	10件 除名 3件 戒告・注意 7件 *	建築に関する相談業務を実施。近年の相談申込件数は以下の通り。 H22年度 565件 H21年度 590件	* このうち2件は、施主との契約トラブルによるもの(行政処分案件外)である
(社)日本建築構造技術者協会	建築構造設計者 (構造設計一級建築士等)	4,047名 (うち構造設計一級建築士 3,331名)	-	3件 譴責 3件		-
(社)建築設備技術者協会	建築設備技術者 (建築設備士、設備設計一級建築士等)	9,096名 (うち建築設備士等 6,222名)	-	実績なし		-
(社)日本設備設計事務所協会	設備設計事務所	754事務所	-	実績なし		-

建築基準整備促進事業の概要

- 国土交通省においては、建築関連技術基準の検討にあたり、大学等民間からの基準の改正提案や基準に係る技術的な情報提供を踏まえて検討するなど、民間の知見を活用しながら建築関連技術基準の改正・制定を実施している。
- 具体的には民間からの基準見直しの提案等を窓口（コンタクトポイント）を設けて収集するとともに、これらも踏まえて国土交通省（住宅局及び国土技術政策総合研究所）が設定した建築関連技術基準に係る調査事項について基礎的なデータ・技術的知見の収集・蓄積、基礎資料作成等を行う者を支援している。

建築関連技術基準の検討体制



建築基準整備促進事業の概要

- 国土交通省（住宅局及び国土技術政策総合研究所）が建築関連技術基準の整備を促進する上で必要となる調査事項を提示し、これに基づき、基礎的なデータ・技術的知見の収集・蓄積等の調査及び技術基準の原案の基礎資料の作成を行う民間事業者等を公募によって募り、最も適切な調査の内容、実施体制等の計画を提案した者に対して、国土交通省が当該調査を支援するもの。
- 実績：平成20～23年度において、延べ45テーマ※について調査を実施。

※以下の例の他、基礎及び敷地に関する基準の整備、風圧力・耐風設計等の基準の合理化、業務用建築物の省エネルギー基準、既存住宅の長期優良住宅に係る認定基準の整備等に係る調査がある。

建築基準整備促進事業の実績の例

長周期地震動に関する検討

【(株)大崎総合研究所 等(事業主体)、(独)建築研究所(共同研究)】

- 建築物を対象とした、既往の観測地震記録に基づく、長周期地震動の評価手法の検討
- 長周期地震動を考慮した設計用地震動の作成手法の検討

施策化

- 「超高層建築物等における長周期地震動への対策試案」をとりまとめ、平成22年12月より平成23年2月にかけて、意見募集を実施。

津波危険地域における建築基準等の整備に資する検討

【東京大学生産技術研究所(事業主体)、(独)建築研究所(共同研究)】

- 東日本大震災における津波被害に関する調査等を踏まえ、津波に対し構造耐力上安全な建築物の設計法等について検討

施策化

- 平成23年11月17日、「津波に対し構造耐力上安全な建築物の設計法等に係る追加的知見について（技術的助言）」を地方公共団体に通知。
 - ・津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針等の策定
 - ・災害危険区域に係る建築制限の考え方の提示

概要

【住宅性能表示制度】（H12～、任意制度）

- 住宅の基本的な性能について、国が定める性能評価項目・性能評価基準（新築の場合：構造・火災時の安全性等10分野32項目）に基づき、公正中立な第三者機関である登録住宅性能評価機関が設計図書の審査や施工現場の検査を経て等級などで評価するもの。
- 建設住宅性能評価書が交付された住宅については指定住宅紛争処理機関（全国の弁護士会）による裁判外のあっせん、調停、仲裁が利用可能（申請費用は1件につき1万円）。

【建築環境総合性能評価システム（CASBEE）】（H13～、任意制度）

- 住宅・建築物・まちづくりの環境品質・性能の向上（室内環境、景観への配慮等）と地球環境への負荷の低減等を総合的な環境性能として一体的に評価を行い、評価結果を分かり易い指標として示すもの。
- 現在、CASBEEには建築系（9種類）、住宅系（4種類）、まちづくり系（3種類）、都市系（1種類）の評価ツールがあり、評価対象や目的に応じたツールが開発・活用されている。

【東京消防庁における消防法違反建築物の公表制度】（H23～）

- 消防法に係る一定の違反が認められる建築物について、当該違反内容の通知後も是正されない場合に、建築物の名称、違反の内容等の情報を公表するもの。

実施状況等

【住宅性能表示制度】

- 19万戸以上の新築住宅（新築住宅の2割強）において設計住宅性能評価書が交付。（H22）

【建築環境総合性能評価システム（CASBEE）】

- 全国24の自治体において、建築物の環境配慮促進の一環として一定規模以上の建物に対する各自治体版のCASBEEによる結果の届出制度を実施。（H23.11現在）

概要(平成12年度～)

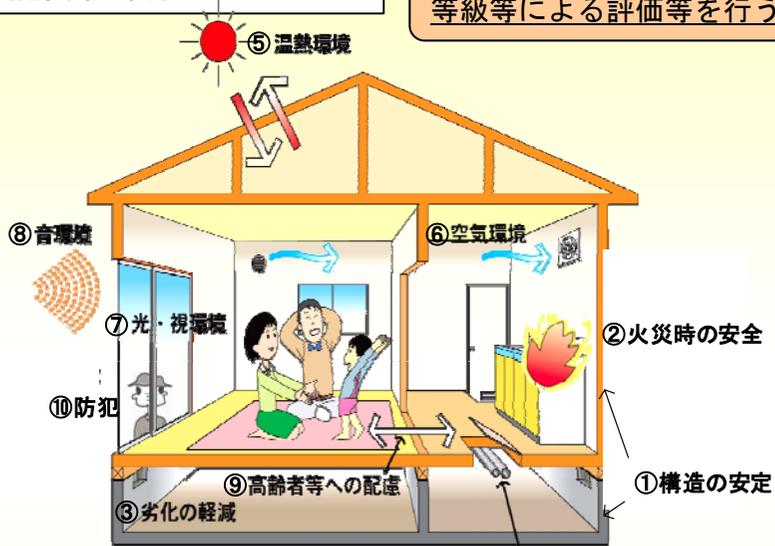
(※1 建設住宅性能評価書に限る)

住宅の基本的な性能について、

- **共通のルール** (国が定める性能評価項目・性能評価基準) に基づき、
- **公正中立な第三者機関** (登録住宅性能評価機関) が
- **設計図書の審査**や**施工現場の検査**を経て等級などで評価し、
- **評価書(※1)**が**交付された住宅**については、迅速に専門的な**紛争処理**が受けられる**任意の制度**である。

●性能評価項目のイメージ

10分野32項目について
等級等による評価等を行う。

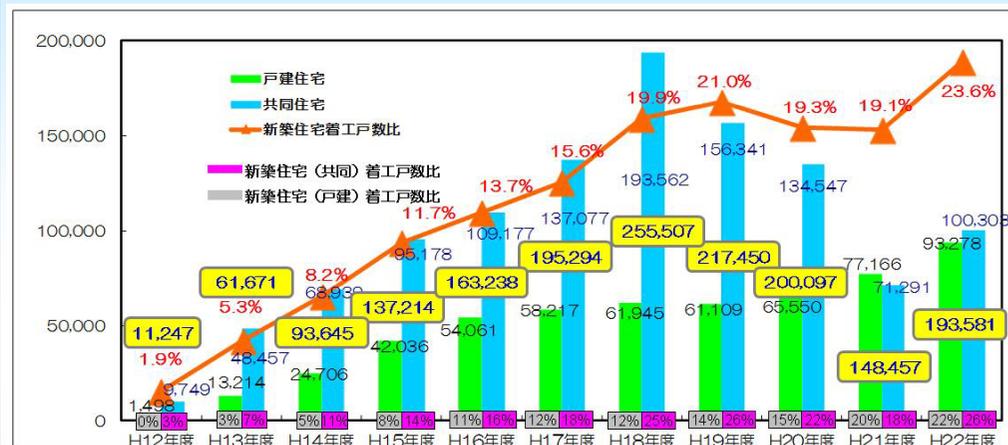


【例】「①構造の安定」の場合

④維持管理・更新への配慮

項目	等級	具体的な性能
1-1耐震等級(構造躯体の倒壊等防止) 【地震等に対する倒壊のしにくさ】	等級3	極めて稀に(数百年に一回)発生する地震による力の 1.5倍 の力に対して建物が倒壊、崩壊等しない程度
	等級2	極めて稀に(数百年に一回)発生する地震による力の 1.25倍 の力に対して建物が倒壊、崩壊等しない程度
	等級1	極めて稀に(数百年に一回)発生する地震による力に対して建物が倒壊、崩壊等しない程度 ＝ 建築基準法がすべての建物に求めている最低基準

●住宅性能表示制度の実績(新築住宅・H12～H22)



(このほか、平成14年度から既存住宅を対象とした住宅性能表示制度を運用実施)

●平成22年度の実績は19万戸強。(※2)

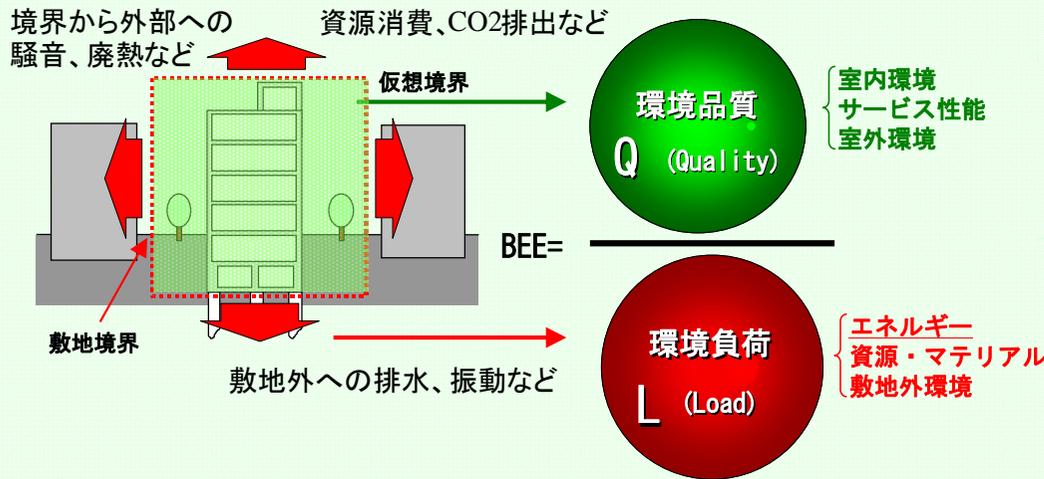
●新設住宅の20%強が住宅性能表示制度を利用している。

(※2) 設計住宅性能評価書の交付ベースで集計

概要(平成13年度～)

- 建築物の環境性能の評価については、海外ではBREEAM(英)、LEED™(米)、GB Tool(加)など、多くの研究実績に基づく具体的なツールが開発されており、我が国においても住宅・建築物・まちづくりの環境性能の評価手法を構築することが求められている。
- このため、住宅・建築物・まちづくりにおける環境品質・環境負荷の2つの評価対象を明確に区別して、総合的な環境性能として一体的に評価を行い、評価結果を分かり易い指標として示す「建築環境総合性能評価システム(CASBEE)」の開発・普及を産官学の連携により推進している。

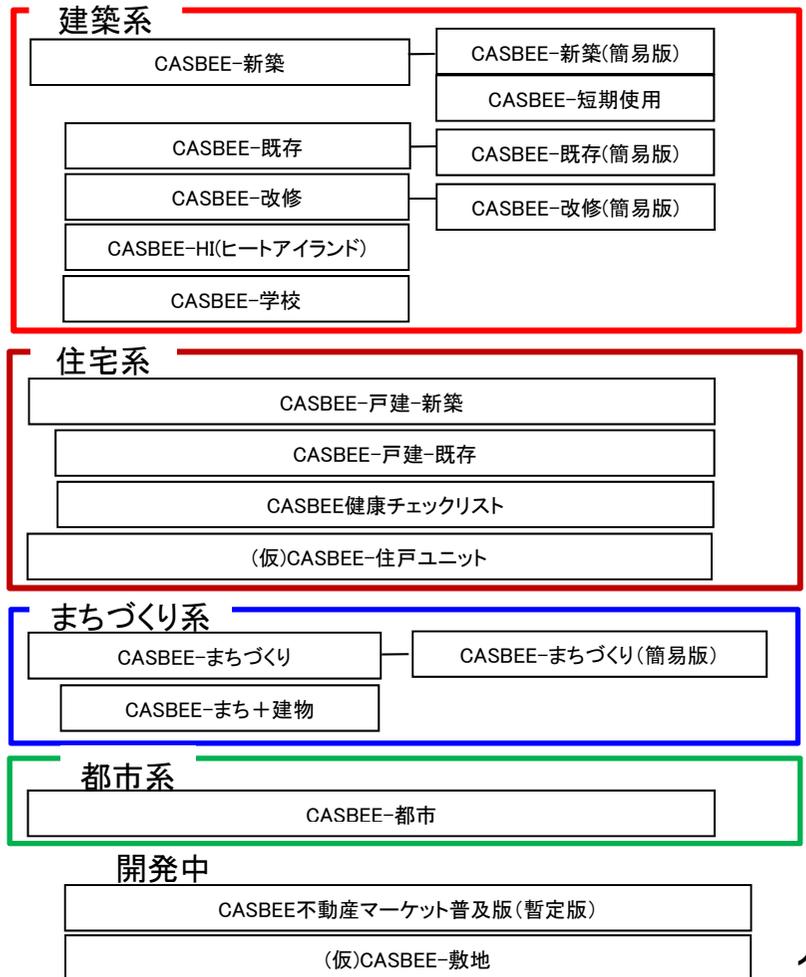
CASBEEのイメージ



評価結果イメージ



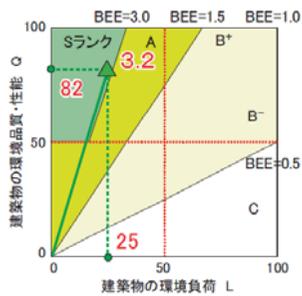
CASBEEの全体像



CASBEE認証制度*の活用例

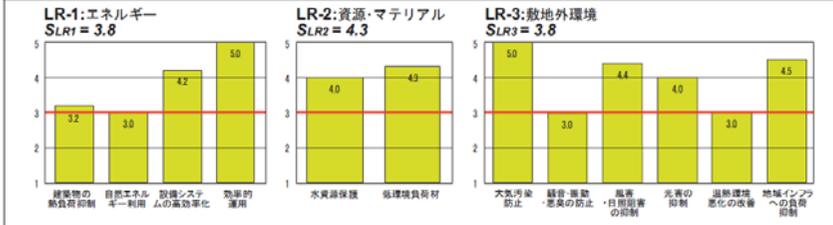
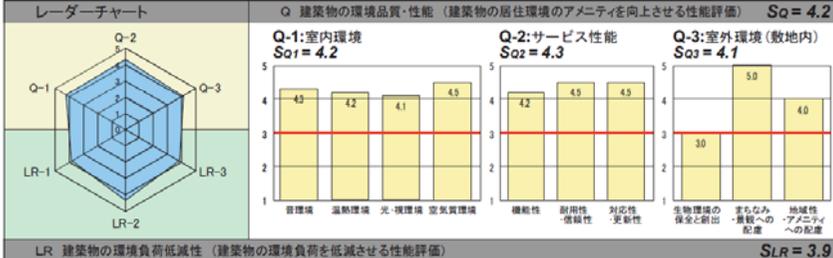
建物名称	ミッドランド スクエア	敷地面積	11,643.15㎡
建物用途	事務所、物販店	建築面積	8,090.78㎡
建設地	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	延床面積	193,450.74㎡
気候区分	-	階数	地上47階、地下6階
地域・地区	商業地域、防火地域、都市再生特別地区	構造	S造・RC造・SRC造
竣工日	2007年3月6日	平均居住人員	6,000人
		年間使用時間	4,400時間/年

建築物の環境性能効率 (BEE: Building Environmental Efficiency)
BEEによる建築物のサステナビリティランキング



$$BEE = \frac{\text{建築物の環境品質・性能 } Q}{\text{建築物の環境負荷 } L} = \frac{25 \times (S_q - 1)}{25 \times (5 - S_{LR})} = \frac{81.6}{25.3} = 3.2$$

建築物の環境品質・性能と環境負荷低減性



・主な取組み

長寿命を目指した耐震性・更新性・信頼性へ取組み、公開空地に緑地ゾーンを配置、ピオトープの創出、高度な空調システムの利用、BEMSの導入など維持管理の徹底と適切な運用管理、雨水利用、中水利用の導入、地域冷暖房の採用 等

*CASBEEの評価内容の的確性及び妥当性を第三者機関が確認・認証するもの

自治体によるCASBEE評価制度の実績

自治体名	届出義務対象面積	施行日	提出状況(件数) (2011年3月末までの累計)
1) 名古屋市	2,000㎡	2004. 4. 1	1,246
2) 大阪市	5,000㎡	2004. 10. 1	499
3) 横浜市	2,000㎡	2005. 7. 1	642
4) 京都市	2,000㎡	2005. 10. 1	415
5) 京都府	2,000㎡	2006. 4. 1	195
6) 大阪府	5,000㎡	2006. 4. 1	486
7) 神戸市	2,000㎡	2006. 8. 1	450
8) 兵庫県	2,000㎡	2006. 10. 1	743
9) 川崎市	5,000㎡	2006. 10. 1	215
10) 静岡県	2,000㎡	2007. 7. 1	641
11) 福岡市	5,000㎡	2007. 10. 1	116
12) 札幌市	2,000㎡	2007. 11. 1	207
13) 北九州市	2,000㎡	2007. 11. 1	55
14) さいたま市	2,000㎡	2009. 4. 1	111
15) 埼玉県	2,000㎡	2009. 10. 1	208
16) 愛知県	2,000㎡	2009. 10. 1	216
17) 神奈川県	5,000㎡	2010. 4. 1	59
18) 千葉市	5,000㎡	2010. 4. 1	11
19) 鳥取県	2,000㎡	2010. 4. 1	13
20) 新潟市	2,000㎡	2010. 4. 1	31
21) 広島市	2,000㎡	2010. 4. 1	58
22) 熊本県	2,000㎡	2010. 10. 1	29
23) 柏市	2,000㎡	2011. 1. 1	8
24) 堺市	5,000㎡	2011. 8. 1	-
合計			6,654

2011年11月現在、24の自治体において、建築物の環境配慮促進の一環として、一定規模以上の建物に対する、各自自治体版のCASBEEによる結果の届出制度を実施。(注)届出の結果は公表されるが、各自自治体でその結果を認定するものではない。(財)建築環境・省エネルギー機構調べ

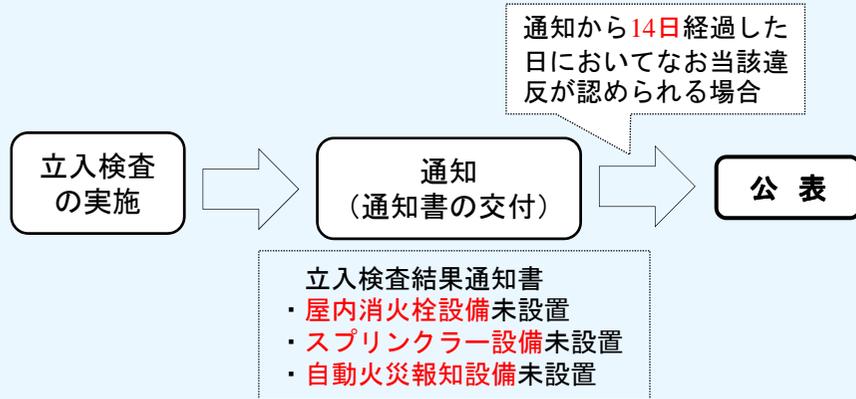
概要

○ 東京消防庁では、消防法に係る一定の違反が認められる建築物について、当該違反内容を関係者に通知してから一定期間経過後においても同一の違反が認められる場合に、建築物の名称、所在地及び違反の内容を公表。(火災予防条例に基づき平成23年4月1日より施行)

【公表の対象となる違反建築物】

パターン1

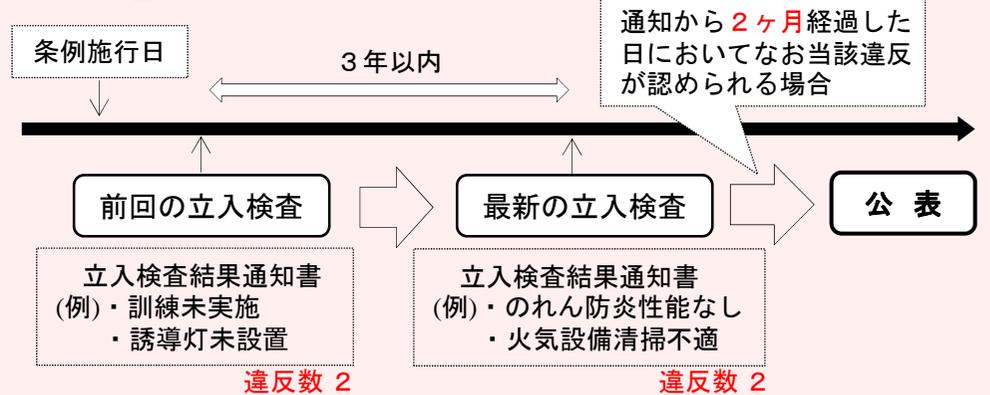
消防法で設置が求められる消防用設備のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の未設置による設置義務違反



上記のいずれかの設備の設置義務違反が存する建築物が公表対象

パターン2

消防法に基づき防火管理者の選任義務がある建築物のうち、遊技場、カラオケ施設、性風俗店、飲食店、雑居ビル等における同一の関係者による防火管理又は消防用設備の維持管理等の繰り返し違反



過去3年以内に2以上の消防関係法令違反※を繰り返した建築物が公表対象

※公表対象となる消防関係法令違反は火災予防条例施行規則に規定

【公表内容】

1. 建築物の名称 ⇒例：〇〇ビル
2. 所在地 ⇒例：東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
3. 違反の内容 ⇒例：スプリンクラー設備未設置、防火管理者未選任 等

【公表方法】

1. 東京消防庁ホームページに掲載
2. 東京消防庁本部庁舎、管轄消防署等で閲覧

※公表中の違反については、是正が確認された場合に削除。

建築士法に基づく情報開示制度の概要

- 都道府県知事又は指定事務所登録機関は、建築士事務所登録簿、事業年度ごとに建築士事務所から提出される設計等業務報告書等を一般の閲覧に供しなければならない。

＜建築士事務所登録簿の記載事項＞

- ・事務所の名称・所在地・種別
- ・登録年月日・登録番号
- ・開設者の名称・役員氏名
- ・管理建築士の氏名
- ・監督処分歴
- 等

＜設計等業務報告書の記載事項＞

- ・当該事業年度における当該建築士事務所の業務の実績の概要
- ・所属建築士の氏名、建築士資格の種別・登録番号、定期講習受講状況
- ・所属建築士の当該事業年度における業務の実績
- 等

- 国土交通大臣又は中央指定登録機関は一級建築士名簿を、都道府県知事又は都道府県指定登録機関は二級建築士名簿及び木造建築士名簿を、それぞれ一般の閲覧に供しなければならない。

＜建築士名簿の記載事項＞

- ・登録番号・登録年月日
- ・氏名・生年月日・性別
- ・懲戒処分歴
- ・定期講習等受講歴
- 等

- 建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所の業務実績、所属建築士の氏名・業務実績等を備え置き、設計等を委託しようとする者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

資格者等の情報開示制度の利用状況

- 建築士法に基づく業務実績報告書閲覧の利用者は少ない状況。

＜建築士法に基づく業務実績報告書の閲覧状況の例＞

都道府県	方法	実績	(参考)建築士事務所数※
東京都	東京都建築士事務所協会において開示。紙ベースの閲覧。	H21 132件 H22 48件	16,754
愛知県	愛知県建築士事務所協会において開示。窓口設置のPC上で閲覧。	H22 94件	5,586
和歌山県	県庁において開示。紙ベースの閲覧。	実績なし	821
長崎県	県庁において開示。紙ベースの閲覧。	H19以降 1件	948

※ 平成23年9月30日時点

資格者関係団体による資格者等の情報開示の取組

○ 一定の要件を満たす会員等の実績等をホームページで公開する資格者関係団体がある。

<資格者関係団体による資格者等の情報開示の例>

団体名	取組概要	登録者数
(社)日本建築家協会	一級建築士として5年間の統括設計の実務経験を有する等の要件を満たし、団体が認定する「登録建築家」について、次の事項をホームページで公開。 <ul style="list-style-type: none"> 学歴、職歴 資格・学位 代表作品及びそれに関与した立場 建築に対する考え方 専門領域(業務種別、用途種別) 受賞履歴、著書・論文 等 	2,071名
(社)日本建築士会連合会	建築士として専門領域に関する5年以上のキャリアを持つ「専攻建築士」について、次の事項をホームページで公開。 <ul style="list-style-type: none"> 建築関連資格 専攻領域(「まちづくり」、「構造設計」等)、専門分野(「戸建住宅」、「商業施設」等) 建築・業務に関する考え方 等 	11,107名

(HP掲載例(「登録建築家」の例))



建築 太郎 けんちくたろう
一級建築士登録番号 123456
勤務先 建築一郎建築事務所
住所 123-4567 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇
電話番号 03-1234-5678
FAX 03-1234-5678
Eメール 〇〇
ホームページURL <http://www...>

学歴 1978年 〇〇大学工学部建築学科卒業
 1980年 〇〇大学大学院建築学修士課程修了
職歴 1980- 建築一郎建築事務所勤務
教職歴 〇〇大学、△△大学などで講師を歴任
専門領域
業務種別 設計・監理
専門領域用途種別 小・中・高等学校／大学・各種学校／病院／診療所／医院／事務所／宿泊施設／商業施設／工場／倉庫／庁舎／戸建住宅／低層長屋・共同住宅／中高層住宅／超高層住宅

資格・学位等 工学学士
工学修士
一級建築士

所属団体 〇〇協会
××学会

受賞履歴 2004年 □□賞 他多数

代表作品

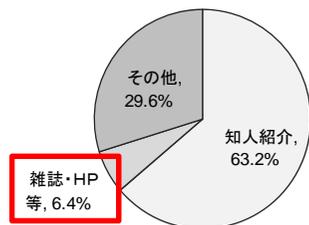
作品名	△△庁舎
＜作品にはたした役割＞	
立場	全体統括
業務内容	企画から工事完成後業務まで
設計監理期間	〇〇年〇月～〇〇年〇月
＜作品概要＞	
プロジェクトの特徴	最新技術を駆使したハイクオリティ建築
所在地	東京都千代田区
用途	事務所
構造	鉄筋コンクリート造
規模	〇〇m ²
竣工年月日	〇〇年〇月
賞・入選など	□□賞

資格者等の情報開示制度の利用状況

○ 公開情報をもとにして設計業務を委託している建築主も少ない状況。

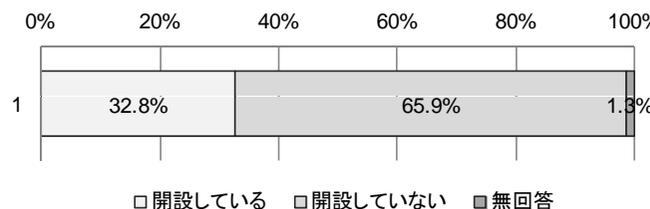
<建築主の依頼のきっかけ>

■建築主からの設計業務の直接依頼のきっかけ (n=1,166)

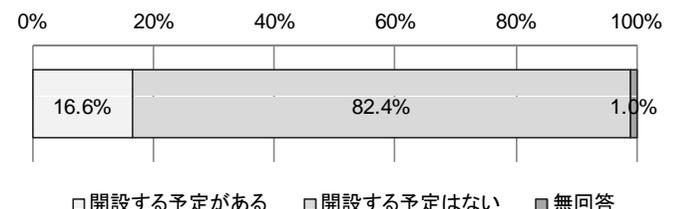


<建築士事務所のホームページ開設状況>

■ホームページ開設の有無 (n=2,017)



■ホームページの開設予定(ホームページ無しの場合) (n=1,329)



※「建築士事務所へのアンケート調査(H23)」より